

インサイダー取引防止モデル規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、本事務所の所員がその職務上、顧問先会社等の内部情報に接する機会が多いことに鑑み、それら内部情報の管理及び所員による有価証券等の取引に関する行動規範を定めることにより、インサイダー取引を未然に防止し、社会における本事務所及びその所員に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定において用いる用語の定義は、次の通りとする。

- ①「有価証券等」とは、金融商品取引所に上場されている株券、社債券、新株予約権証券その他金融商品取引法第163条第1項に定める「特定有価証券等」に該当するものをいう。
- ②「重要事実」とは、次のいずれかに該当する事実をいう。
 - ア 別表「〇〇〇〇」に該当する事実
 - イ 会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実
 - ウ その他金融商品取引法第166条第2項に定める「重要事実」に該当する事実
- ③「取引」とは、有価証券等の売買その他の有償の譲渡もしくは譲受け又はデリバティブ取引をいう。
- ④「インサイダー取引」とは、次のいずれかに該当する取引をいう。
 - ア 職務上、会社の重要事実を知った者が、当該事実が公表される前に、当該会社の有価証券等について取引をすること
 - イ 職務上、会社の重要事実を知った者から、当該事実の伝達を受けた者が、当該事実が公表される前に、当該会社の有価証券等について取引をすること
 - ウ その他金融商品取引法第166条・167条で禁止されている取引
- ⑤「所員」とは、本事務所の所長その他の弁護士及び事務職員をいう。

(法令等の遵守)

第3条 所員は、金融商品取引法その他のインサイダー取引の禁止に関する関係法令及び本規程の定めを遵守し、重要事実等の内部情報の適切な管理とインサイダー取引の未然防止に努めなければならない。

このモデル規程は、企業法務を扱っている、所員が数名から 10 名程度の比較的小規模の法律事務所で用いることを想定しています。

定義規定（第 2 条）では、規程の実効性を最優先して、正確性・網羅性より、分かり易さを重視しています。このため、法律事務所で通常問題となる、事件処理の過程で内部情報を知った場合や会社関係者から内部情報を伝え聞いた場合を主たる規制対象として想定し、公開買付に係るもの等その他の規制については、包括規定の中に入れ込む扱いとしています。

第 2 章 情報の管理

（インサイダー取引管理責任者）

第 4 条 重要事実等の内部情報の管理及びインサイダー取引の未然防止のため、これに関する事務を統括する者としてインサイダー取引管理責任者を置く。

2. 本事務所においては、〇〇〇〇がインサイダー取引管理責任者にあたるものとする。

（情報伝達の禁止）

第 5 条 所員は、その職務上、本事務所の依頼会社、その相手会社又は顧問先会社の重要事実又はこれに該当する可能性のある事実を知ったときは、職務上必要な場合を除き、これを本事務所の他の所員その他の第三者に伝達してはならない。

（関係会社の周知）

第 6 条 インサイダー取引管理責任者は、所員に対し、本事務所の依頼会社、その相手会社及び顧問先会社を周知させるものとする。

インサイダー取引管理責任者は、通常は所長弁護士又はこれに準ずる者が当たることになると考えられます。

情報の扱いについては二つの面からの規定を置いています。まず、重要事実等の内部情報については一般的な守秘義務との関係もあり、情報をクローズする規定を置いています（第 5 条）。他方、所属事務所の依頼者や顧問先のすべてを把握していないと、うっかりそのような会社の株券を売買してしまうなど、インサイダー取引の疑いを生じさせることがあるため、事務所の関係企業がどこであるかについては、むしろ情報をオープン化する規定となっています（第 6 条）。

第3章 有価証券等の取引制限

(インサイダー取引の禁止)

第7条 所員は、いかなる場合にもインサイダー取引を行ってはならない。また、そのおそれのある行為をしてはならない。

(取引の自粛)

第8条 所員は、自己が担当する事件の依頼会社又はその相手会社（それらの子会社及び親会社を含む。）が発行する有価証券等の取引を自粛しなければならない。ただし、当該取引がインサイダー取引に該当するおそれがなく、次条に定める届出と承認を経た場合はこの限りでない。

(取引の届出)

第9条 所員は、本事務所における自己が担当する以外の事件の依頼会社若しくはその相手会社又は本事務所の顧問先会社（それらの子会社及び親会社を含む。）が発行する有価証券等の取引を行おうとするときは、事前にインサイダー取引管理責任者に届け出た上で、その承認を得なければならない。

(取引制限の範囲)

第10条 前3条の取引制限は、自己の名義で行うもののほか、家族・知人その他の名義であっても自己の計算で行うものはすべて対象とする。

取引制限は、三段階に分けて規定しています。まず、ある内部情報が「重要事実」に該当するかどうかは必ずしも明確に判断できるものではないため、インサイダー取引そのものは当然として、その危険のある取引も禁止しています（第7条）。また、典型的にインサイダー取引の疑いを生じさせる取引は、「李下に冠を正さず」の観点から、自粛すべきことを規定しています。すなわち、自己が直接に担当している事件の依頼会社・その相手会社が発行する有価証券等の取引については、原則として自粛（第8条。ただし書は、例えば、不意の出費のため事件を担当する以前から保有していた依頼会社の株を売る必要があり、現に重要事実は知らないといった場合です。）、それ以外の事務所の関係会社が発行する有価証券等の取引については、要承認としています（第9条）。

また、自己の計算で行う以上、他人名義で行う取引は単なる規制の潜脱に過ぎず、裁判例を見てもこのような他人名義による取引が多く処罰されていますので、特に注意を促してあります（第10条）。

第4章 一般条項

(教育・研修)

第11条 インサイダー取引管理責任者は、本事務所の所員に対し、インサイダー取引の禁止に関する関係法令及び本規程の趣旨・内容が周知されるよう適宜、教育・研修及びマニュアルの作成・配布を行うものとする。

(懲戒処分)

第12条 本規程に違反した所員は、事務所規則の定める懲戒処分の対象となる。

(適用対象者)

第13条 本規程は、本事務所の所員のほか、本事務所の所員であった者で退所後1年を経過しない者に適用する。

(規程の改訂)

第14条 本規程は、インサイダー取引の禁止に関する関係法令の改正及び判例の動向等に合わせ適宜改訂されるものとする。

2. 前項の改訂がなされたときは、インサイダー取引管理責任者はその内容を所員に周知するものとする。

(付則)

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

本規程は法律事務所の内部規程ではありますが、退所後1年を経過しない元所員も、所員と同様に規程を及ぼしています(第13条)。これは、ひとたび内部情報を知れば、その後内部者でなくなったとしても、その情報を使って取引することが不公正であることに変わりはなく、金融商品取引法第166条第1項もこれを禁じているためです。

また、インサイダー取引を規制する金融商品取引法その他の関係法令は、いわゆる経済関係法令の中でも特に頻繁に改正され、判例・学説による解釈も流動的です。そこで、本規程も、これらの動向に合わせて適宜改訂されることが予定されています。